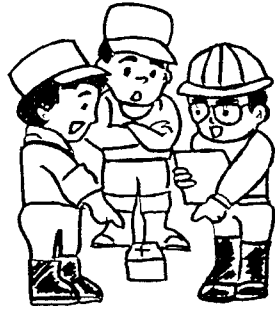


# 地籍調査のついでに協力をねだろう

## 本年度の調査区は三吉地区です

地籍調査は国土調査法に基づく調査で、土地の国勢調査とも言われている大切な調査です。

我が国における土地に関する資料は、非常に貧弱であり、今までの土地の基本となっている土地台帳や公図(字限図)は、明治の初めに作られたものです。これを近代的な測量によって、新しい地図と台帳を作り、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。



本年度は、三吉第一調査区(法能の一部、玉川、宮原、引の田、下戸沢、上戸沢)を調査します。ご協力をお願いします。

### 地籍調査一〇メモ

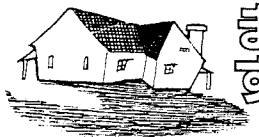
- 調査の要点と調査方法は調査の要点は、次の五つに分けられます。
- 土地登記簿に登記されている事項と現況が合っているか。
- 登記は適正であるか。
- 登記もれのものがないか。
- 地図の表示は現況と合っているか。
- 筆界はどこからどこまでか。などです。

調査の方法は一筆調査といい、土地台帳と公図の写しを作り、一筆ごとにれなく土地所有者の立ち会いの上に、地番、地目、境界を現地直接確認する作業です。この調査の時は、前もって通知しますから、必ず立ち会いの上、隣の所有者と境界を決め調査杭を打っていただきます。

- 山林原野などで、雑木の密生している境界を明らかにしておくください。
- 売買や譲渡などで登記の済んでいない人は早目に手続きをしておいてください。
- 調査に間違いがあった時は調査が終わって地籍図と地籍簿ができ上がりますと、閲覧をしますから、自分の土地に間違いがないかどうか確かめてください。もし、間違いがあったら申し出てください。
- なお、閲覧期間を過ぎますと、異議の申し立ては出来なくなりまので、必ず閲覧してください。
- 閲覧が終わった地籍図と地籍簿は、国の認証を得て法務局に送付され、登記簿が訂正されます。
- もし、一筆調査で境が決まらない場合は、現地調査の日が決まらなければ、筆界未定として登録されます。
- 調査以後に境界が決まった時は、個人で測量業者に依頼し測量しなければなりません。詳しいことは、市役所地籍調査課へお問い合わせください。

☎(43)1111 内線413

# サントウン九鬼を分譲します



- ◇分譲地 都留市井倉字九鬼地内
- ◇区画数 5区画
- ◇区画面積 162・37㎡、209・55㎡
- ◇分譲単価 1㎡当たり7万5625円
- ◇分譲の条件
  - ① 早急に住宅(一般住宅のみ)を建築し居住すること
  - ② 他人への譲渡禁止
  - ③ 買い戻し権の設定
- ◇申込期間 8月17日(金)午前10時(完売になり次第締め切ります。)
- ◇選考方法 申込受付順(先着順)
- ◇申込・問合せ 土地開発公社
- ☎(43)1111 内線420~422

### 案内図

